

市立甲府病院

ホームページ及び病院メール等リニューアル・運用管理業務委託に関する

公募型プロポーザル実施要領

市立甲府病院

平成 31 年 2 月

目次

| | | |
|---|----------------------------|---|
| 1 | 目的、基本方針 | 3 |
| 2 | 委託の概要 | 3 |
| | (1) 業務名 | 3 |
| | (2) 委託業務内容 | 3 |
| | (3) 履行期間 | 3 |
| | (4) 提案上限額 | 3 |
| | (5) 発注者及び事務局 | 3 |
| 3 | 参加資格要件 | 3 |
| 4 | 提出書類及び提出期限 | 4 |
| | (1) 参加表明に関するもの | 4 |
| | (2) 技術提案に関するもの | 5 |
| | (3) 提案価格に関するもの | 5 |
| 5 | 企画提案のスケジュール | 6 |
| | (1) 質問受付期間、及び回答日 | 6 |
| | (2) 参加表明期限 | 6 |
| | (3) 企画提案に関する提出書類提出期限 | 6 |
| | (4) 選考結果の公表 | 6 |
| 6 | 選考について | 6 |
| | (1) 本業務委託に関する選考審査委員会 | 6 |
| | (2) 優先交渉権者 | 6 |
| | (3) 受託事業者 | 6 |
| 7 | その他 | 7 |

1 目的、基本方針

この要領は、市立甲府病院（以下「当院」という。）市立甲府病院ホームページ及び病院メール等リニューアル・運用管理業務委託を実施するにあたり、広く企画提案を募集し、最も適切な者を当該業務の委託の候補者として選定することを目的として実施するものである。

2 委託の概要

(1) 業務名

市立甲府病院ホームページ及び病院メール等リニューアル・運用管理業務委託

(2) 委託業務内容

ア) 病院ホームページリニューアル業務

イ) 病院メールリニューアル業務

ウ) ホームページ及びメール機能（お見舞いメールを含む）の運用管理業務

上記の詳細機能については、資料 5-1「市立甲府病院ホームページ及び病院メール等リニューアル・運用管理業務委託に関する機能仕様書」（以下、「機能仕様書」という。）のとおりとする。

(3) 履行期間

契約期間は契約締結時から平成 36 年（2024 年）6 月 30 日までとする。

運用管理業務の履行期間は平成 31 年 7 月 1 日から平成 36 年（2024 年）6 月 30 日までとする。

(4) 提案上限額

提案上限金額： 金 12,958,594 円

（消費税及び地方消費税を含む。平成 31 年（2019 年）10 月からの消費税 10%を含む）

但し、この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、企画内容の規模を示すためのものであることに留意すること。

また、後述する価格提案書を提出する際には、上記の提案上限額を超えてはならない。なお、上限額を超えて提案をした場合には失格となるので留意すること。

価格提案書を提出する際には、クurlアファイルに入れ角 2 封筒を封印して提出すること。

(5) 発注者及び事務局

ア) 発注者 甲府市長 樋口 雄一

イ) 事務局 市立甲府病院事務局 病院事務総室 経営企画課 情報経営係 小島

山梨県甲府市増坪町 3 6 6 番地

電話 055-244-1111（代）内線 2020

FAX 055-220-2650

電子メール byoinssm@city.kofu.lg.jp

3 参加資格要件

本業務に係る企画提案に参加できる者は、次に掲げる事項を全て満たす者とする。

ア) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第の規定に該当しないもの。

イ) 経営状況および経営規模において、本業務の履行に支障がない単体の法人であること。

ウ) 国税等を滞納していないこと。

- 工) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
 - オ) 甲府市から指名停止措置を、募集の日から契約の日までの期間内に受けていないこと。
 - カ) 企画提案書提出日の日以前 6 か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。また、不渡りによる取引停止処分を受けた場合は、処分を受けた日から 2 年を経過していること。
 - キ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団およびその利益となる活動を行う者でないこと。
 - ク) 過去 3 年間以内に、日本国内における地方公共団体及び同規模病院において類似業務の実績があり、かつ CMS を利用したホームページの導入又は保守業務の実績を有すること
 - ケ) 専門技術者等、十分な業務遂行能力かつ適切な執行体制を有し迅速な対応ができること。
 - コ) 個人情報保護の観点から ISMS・ISO27001 かつプライバシーマークを取得していること。
 - サ) 品質を確保する観点から ISO9001 を取得していること。
 - シ) 仕様書等の内容を熟知し、業務内容を十分に理解した上で、企画提案に参加できること。
- 上記参加資格要件は、本業務委託の告示日から、提案者と委託契約を締結する日までの間とする。

4 提出書類及び提出期限

(1) 参加表明に関するもの

ア) 提出書類

- ① プロポーザル参加表明書（様式 1）
- ② 会社概要等整理表（様式 3）
- ③ 類位業務実施一覧（様式 4）
- ④ 機密保持確認書（様式 8）
- ⑤ 宣誓書（様式 9）
- ⑥ 誓約書（様式 11）
- ⑦ 法人市民税の納税書
- ⑧ セキュリティ、個人情報保護に関する登録書（ISO、ISMS、P マーク等。写し可）の複写

イ) 提出期限

平成 31 年 2 月 15 日（金）午後 5 時 00 分まで

※期限に遅れた場合は参加を認めない

ウ) 提出部数

代表者印押印のもの 1 部、写しを 6 部、合計 7 部

エ) 提出先

市立甲府病院事務局 病院事務総室 経営企画課 情報経営係 小島

オ) 提出方法

提出先へ直接持参すること（郵送不可）

(2) 技術提案に関するもの

ア) 提出書類

様式 2

提案書：資料 2「市立甲府病院ホームページ及び病院メール等リニューアル・運用管理業務委託に関する提案書作成要領」に従い作成すること。

添付書類：会社及びサービス説明のためのパンフレット等

イ) 提出期限

平成 31 年 3 月 1 日（金）午後 5 時 00 分まで

※期限に遅れた場合は参加を認めない。

ウ) 提出部数

代表者印押印のもの 1 部、写しを 11 部、合計 12 部

※なお、上記の他、企画提案内容を CD-ROM に納め 1 枚を提出すること。表紙には「様式 2」を使用し、紙製ファイルで綴り提出すること。

エ) 提出先

市立甲府病院事務局 病院事務総室 経営企画課 情報経営係 小島

オ) 提出方法

事務局へ直接持参すること（郵送不可）

(3) 提案価格に関するもの

ア) 提出書類

様式 5

提案価格の作成にあたっては、様式 6 を参考に分類し、それらの分類別、及び総額について記述すること。

※消費税相当額は含むこと。

※算出した提案価格内訳は、様式 6 を参考にそれぞれ記述し、価格提案書と割印の上、企画提案書と同時に提出すること。

イ) 提出期限

平成 31 年 3 月 1 日（金）午後 5 時 00 分まで

※期限に遅れた場合は参加を認めない。

ウ) 提出部数

代表者印押印のもの 1 部

エ) 提出先

市立甲府病院事務局 病院事務総室 経営企画課 情報経営係 小島

オ) 提出方法

事務局へ直接持参すること。（郵送不可）

5 企画提案のスケジュール

(1) 質問受付期間、及び回答日

ア) 質問受付期間

平成 31 年 2 月 8 日（金）～平成 31 年 2 月 15 日（金） 午後 5 時 00 分

イ) 受付方法

質問書（様式 10）を利用して作成し、電子メールにて提出すること。

電子メールアドレス : byoinssm@city.kofu.lg.jp （担当：情報経営係 小島）

※メールのタイトルには、「市立甲府病院ホームページリニューアル」と記載すること。

ウ) 質問回答日

平成 31 年 2 月 20 日（水）を予定

エ) 質問回答方法

質問に対する回答は、全ての質問に対する回答書を当院のホームページ上に掲載する。

(2) 参加表明期限

平成 31 年 2 月 15 日（金） 午後 5 時 00 分

上記期限までに事務局に必要書類を持参すること。

(3) 企画提案に関する提出書類提出期限

平成 31 年 3 月 1 日（金） 午後 5 時 00 分

上記期限までに事務局に必要書類を持参すること。

(4) 選考結果の公表

平成 31 年 3 月下旬を予定。

参加した事業者には合否に関わらず、文書にて回答を行う。

6 選考について

(1) 本業務委託に関する選考審査委員会

選考にあたっては、本業務委託に関する選考審査委員会（以下「審査委員会」という。）において策定された「優先交渉権者選考審査基準」（以下「審査基準」という。）に基づき、選考員が企画提案内容を公平かつ客観的に評価し、評価の高かった事業者を優先交渉権者として選考する。

また、次点交渉権者も併せて選考する。

(2) 優先交渉権者

審査委員会にて選考された優先交渉権者は、市立甲府病院と仕様並びに価格等協議のうえ、発注者の決定を受けることにより受託事業者となる。

ただし、優先交渉権者と協議が調わない場合、発注者は次点交渉権者と協議を行うものとする。

(3) 受託事業者

本業務委託の受託事業者は、発注者と契約を締結し、契約内容に従い業務を実施する。

7 その他

- ア) 参加資格要件にある租税については、法人市民税とし、納期限未到来及び延納証明があるものを除き、原則として直近の完納した法人市民税納付証明書を参加表明書とともに提出すること。本店所在地の自治体が発行する証明書、または、甲府市内に営業所等がある場合には、甲府市の証明書を提出すること。
- イ) 企画提案の作成や提出等の一切の経費は、参加者の負担とする。また提出書類は返却しない。
- ウ) プロポーザル参加表明書提出後、参加を辞退する場合には、指定の様式（様式 7）を使用し、参加辞退届を企画提案書提出限内に事務局宛に直接提出すること。参加の辞退は自由であり、辞退しても以後における不利益な扱いにはしない。
- エ) 提出書類の著作権等の取り扱いについては、提出書類に含まれる著作物の著作権は事業者に帰属する。但し、事業者選考結果の公表等において事務局が本業務委託に関し必要と認める用途については、提案書の全部又は一部を無償で使用できるものとする。
- オ) 事業者は、参加する企業としては 1 つの提案しか行うことができない。
- カ) 企画提案に関する提出書類の変更、差し替え又は再提出は認めない。但し、事務局が認めた場合はこの限りではない。
- キ) 提案価格と企画提案書、機能提案書の内容に不整合が見受けられる等、本業務委託の実施に問題が生じる可能性があるとして認められる場合は、選考委員会は、提案内容について調査することができるものとする。
- ク) 参加に関して使用する言語は日本語、単位は計量法（平成 4 年法律第 51 号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。
- ケ) 次のいずれかに該当する事業者は無効とする。
 - ① 実施要領等に示した参加者に必要な資格のない者が行った応募
 - ② プロポーザル参加表明書に記載された者以外の者が行った応募
 - ③ プロポーザル参加表明書等に虚偽の記載、捺印等不記載があった応募
 - ④ 誤字又は脱字等により意思表示が不明確な応募
 - ⑤ 本業務委託に対し、2 通以上の企画提案がなされた応募
 - ⑥ その他、実施要領等において示した条件等に違反した応募

以 上